

令和6年度から「処遇改善加算」が一本化されました!!

介護職員等処遇改善加算

介護分野に知見のある社会保険労務士が訪問またはオンラインにて、
ご相談を承ります！（事業所の費用負担はございません）



すでに**9割近く**の介護事業所が処遇改善加算を取得しています。
令和6年6月から「介護職員等処遇改善加算」(新加算)に一本化され、
更にわかりやすく、取得しやすくなりました。

キャリアパス要件・月額賃金改善要件・職場環境等要件など、新加算の取得に
必要な要件については、専門家(社会保険労務士)が丁寧に支援します。

令和8年度に向けた
準備はできましたか？

制度の概要

職場環境等要件に
ついて

計画書や
実績報告の作成

就業規則の
見直し

キャリアパスの
仕組み

支給・分配の
考え方



神奈川県から事業を受託した介護労働安定センターでは、介護職員等処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の加算の取得を目指す事業所を支援します！

加算区分	相談内容（例）	相談時間・回数・実施方法	実施期間
未取得	加算の取得に必要な賃金の改善 キャリアパスの設定、職場環境の 改善に係る就業規則の整備等	時間：1回あたり2時間程度 回数：1事業所あたり2回程度 実施方法：	令和8年 2月28日まで
加算Ⅱ～Ⅳ	上位区分を取得するための、各種 要件等	対面(事業所を訪問、 センターへ来訪)	
加算Ⅰ	区分を維持できるように助言等	オンライン	

●相談をご希望の方は裏面の「無料個別相談申込書」に必要事項を記入の上、FAX、E-mail または郵便にてご送付ください。

【受託団体
お問い合わせ先】



公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部

〒231-0007 横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8F Tel: 045-212-0015 Fax: 045-212-0016
E-mail: kaigokanagawa@kaigo-center.or.jp https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/kanagawa/





無料個別相談申込書

宛先：公益財団法人介護労働安定センター神奈川支部

FAX：045-212-0016 または メール：kaigokanagawa@kaigo-center.or.jp

※メールの場合はこちらの申込用紙をスキャン(PDF)して添付いただくか、以下の項目をメール本文にご記入ください。

◎相談申込期限：令和8年2月20日（但し、予算の限り）

◎相談実施期間：令和8年2月28日まで

申込日：令和 年 月 日

法人名			事業所名		
加算区分	加算Ⅰ	加算Ⅱ	加算Ⅲ	加算Ⅳ	未取得
所在地	〒 -				
	Tel:		Fax:		E-mail:
担当者名			役職		

サービスの種類 ※○で囲んでください

- 居宅サービス（当該サービスと一体運営が想定される介護予防サービスを含む）
訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション
- 施設サービス（当該サービスと一体運営が想定される介護予防サービスを含む）
介護老人福祉施設、（介護予防）短期入所生活介護、介護老人保健施設、
（介護予防）短期入所療養介護、介護医療院、（介護予防）特定施設入居者生活介護
- 地域密着型サービス（当該サービスと一体運営が想定される介護予防サービスを含む）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、
（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、
（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護

加算の届出をするにあたり困っていることをお教えてください。

※申請予定がない場合でも、お気軽にご相談ください

■ 該当するものに○をご記入下さい。（複数選択可）

- ① 加算申請に必要な要件
- ② 職員への支給方法、配分について
- ③ キャリアパス要件：構築や研修計画の立て方について
- ④ 月額賃金改善要件：無理のない定期昇給の仕組みを作るにはどうすればよいか
- ⑤ 職場環境等要件：就業規則・賃金規程・人事・処遇制度変更方法について
- ⑥ 申請書の作成方法：就業規則等の修正、変更について
- ⑦ その他 ※相談内容の概略をご記入下さい
()

希望相談日程
※調整の上、追って回答を差し上げます

第1希望 月 日 (: ~ :)
 第2希望 月 日 (: ~ :)
 第3希望 月 日 (: ~ :)

希望相談場所

相談者の事業所 / 介護労働安定センター神奈川支部の事務所 / オンライン相談